

別表第2(第4条関係)

第1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準
<p>1 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)</p>	<p>多数の者(特定施設を利用し、当該特定施設においてサービス等の提供を受ける者に限る。以下同じ。)の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合は、当該段は、2に規定する構造に準じたものとする</p> <p>こと。</p> <p>(3) 階段(踊場を含む。以下同じ。)または傾斜路(踊場を含み、階段もしくは段に代わるものまたはこれらに併設するものに限る。以下同じ。)の端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差または傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)を敷設すること。ただし、階段もしくは段または傾斜路の端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるもの</p>
<p>2 階段</p>	<p>多数の者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを設けること。</p>

	(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。
	(3) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。
	(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
	(5) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。
	(6) 段のある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段のある部分の端に近接する踊場の部分が自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものである場合は、この限りでない。
3 傾斜路	多数の者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。
	(1) こう配が 12 分の 1 を超え、または高さが 16 センチメートルを超える傾斜のある部分には、手すりを設けること。
	(2) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。
	(3) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
	(4) 傾斜のある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜のある部分の端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
	ア こう配が 20 分の 1 を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの
	イ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、こう配が 12 分の 1 を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの
	ウ 自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるもの
4 便所	(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上)は、次に定める構造とすること。

<p>ア 便所内に車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして、次に定める構造の便房(以下「車いす使用者便房」という。)を1以上設けること。</p>
<p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p>
<p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。ただし、病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものを除く。)、自動車教習所等(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物に限る。)、購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する特定施設で、用途面積が500平方メートル以下のものにあつては、車いす使用者が利用できる空間が確保されていること。</p>
<p>(ウ) 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとする こと。</p>
<p>イ 便所には、車いす使用者が使用する際支障となる段を設けないこと。</p>
<p>ウ 車いす使用者便房が設けられている便所の出入口またはその付近にその旨を見やすい方法により表示すること。</p>
<p>(2) 病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)および障害者支援施設等で、(1)に定める構造の便所のほかに多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)に腰掛便座および手すりを設けた便房を1以上設けること。ただし、(1)に定める構造の便所を2以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ2以上)設ける場合は、この限りでない。</p>
<p>(3) 多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上に床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けるとともに、病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)および障害者支援施設等にあつては、当該小便器の1以上の周囲に手すりを設けること。</p>
<p>(4) (1)から(3)までに定める構造の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p>

	<p>(5) 病院・診療所等、障害者支援施設等のうち老人福祉施設、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎等で用途面積が 2,000 平方メートルを超えるものまたは公衆便所の用途に供する特定施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)に人工肛門または人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を備えた便房を1以上設けること。</p> <p>(6) 病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎等(保健所、市町保健センターその他これらに類する施設を除く。)で用途面積が 2,000 平方メートルを超えるものまたは社会福祉施設等のうち母子福祉施設、公衆便所もしくは官公庁舎等のうち保健所、市町保健センターその他これらに類する施設の用途に供する特定施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房を1以上設けること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(7) (5)および(6)の設備を設置した便房または便所の出入口またはその付近にその旨を見やすい方法により表示すること。</p>
5 敷地内通路	<p>多数の者の利用に供する敷地内通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段のある部分は、2の(1)、(2)、(4)および(5)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア こう配が 12 分の1を超え、または高さが 16 センチメートルを超え、かつ、こう配が 20 分の1を超える傾斜のある部分には、手すりを設けること。</p>

	<p>イ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 排水溝を設ける場合は、溝ぶたを設け、車いす使用者等の通行に支障のないものとする。</p>
6 駐車場	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合は、全駐車台数が200以下の駐車場にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える駐車場にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者駐車施設」という。)を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)	<p>(1) 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める経路のうち1以上を利用円滑化経路とすること。</p> <p>ア 特定施設に多数の者の利用に供する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道、公園または広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 特定施設またはその敷地に車いす使用者便房を設ける場合 利用居室(当該特定施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車いす使用者便房までの経路</p> <p>ウ 特定施設またはその敷地に車いす使用者駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>(2) 当該特定施設の用途面積が1,000平方メートル以下であって、直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。)またはその直上階</p>

	<p>もしくは直下階のみに居室がある場合における(1)の規定の適用については、(1)のA中「居室」とあるのは、「居室(地上階にあるものに限る。）」とする。</p> <p>(3) 利用円滑化経路は、8から13までに定める構造とすること。</p> <p>(4) (1)のAに定める経路を構成する敷地内通路が、地形の特殊性により13の規定によることが困難である場合における(1)および(2)ならびに8から13までの規定の適用については、(1)のA中「道、公園または広場その他の空地(以下「道等」という。）」とあるのは、「当該特定施設の車寄せ」とする。</p>
8 利用円滑化経路の段差	<p>利用円滑化経路上に階段または段を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 階段または段に傾斜路またはエレベーターもしくはエスカレーター(以下「エレベーター等」という。)を併設する場合</p> <p>(2) 病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものを除く。)、自動車教習所等(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物に限る。)、購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する用途面積が500平方メートル以下の特定施設にあっては、当該施設の構造上その他のやむを得ない理由により、利用円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口に近接する廊下等に段を設ける場合において、当該段の高低差が16センチメートル以下であって、当該段に傾斜路(可動式である場合を含む。)の設置その他の車いす使用者が円滑に移動することができる措置を講じるとき。</p>
9 利用円滑化経路の出入口	<p>利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
10 利用円滑化経路の廊下等	<p>利用円滑化経路を構成する廊下等は、1の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p>

	<p>(1) 幅は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
11 利用円滑化経路の傾斜路	<p>利用円滑化経路を構成する傾斜路は、3の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、階段または段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、階段または段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下の傾斜路にあつては、8 分の 1 を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路には、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
12 利用円滑化経路のエレベーター等	<p>(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター((2)に規定するものを除く。)およびその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かご(人を乗せ、昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車いす使用者便房または車いす使用者駐車施設がある階および地上階に停止すること。</p> <p>イ かごおよび昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの奥行きは、135 センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150 センチメートル以上とすること。</p> <p>オ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p>

カ	かご内には、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。
キ	かご内の側板には、手すりを設けること。
ク	かご内には、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。
ケ	乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
コ	用途面積が 2,000 平方メートルを超える特定施設の利用円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、アからウまでおよびオからクまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。
(ア)	かごの床面積は、1.83 平方メートル以上とすること。
(イ)	かごは、車いすの転回に支障がないものとする。
サ	多数の者の利用に供するエレベーターおよび乗降ロビー（自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものを除く。）は、アからコまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。
(ア)	かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
(イ)	かご内および乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるものとする。
(ウ)	かご内または乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
(2)	利用円滑化経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーター等は、次に定める構造とすること。
ア	エレベーターにあつては、次に定める構造とすること。



	(ア) 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 7 号に規定する構造とすること。
	(イ) かごの床面積は、0.84 平方メートル以上とすること。
	(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合は、かごの床面積が十分に確保されていること。
	イ エスカレーターにあつては、次に定める構造とすること。
	(ア) 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 号ただし書に規定する構造とすること。
	(イ) 車いす使用者が円滑に昇降するために必要な幅が確保されていること。
13 利用円滑化経路の敷地内通路	利用円滑化経路を構成する敷地内通路は、5の規定によるほか、次に定める構造とすること。
	(1) 幅は、120 センチメートル以上とすること。
	(2) 50 メートル以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けること。
	(3) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	(4) 傾斜路は、次に定める構造とすること。
	ア 幅は、段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。
	イ こう配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。
	ウ 高さが 75 センチメートルを超えるもの(こう配が 20 分の 1 を超えるものに限る。)にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。
14 施設の利用に関する情報を提供すること	(1) 特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所を設ける場合は、道等から当該案内場所までの経路で多数の者が利用するものう

<p>ができる場所(以下「案内場所」という。)までの経路</p>	<p>ち、1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 道等から案内場所までの経路が自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない特定施設に設けるものである場合</p> <p>イ 特定施設の内にある当該特定施設を管理する者等が常時勤務する案内場所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造のものである場合</p> <p>(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 視覚障害者誘導用ブロック等(線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。)および点状ブロック等を適切に組み合わせたものをいう。以下同じ。)を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段のある部分または傾斜のある部分の端に近接する部分。ただし、次のいずれかに該当する部分を除く。</p> <p>a こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>(3) 特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所が設けられていない場合は、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路(多数の者が利用するものに限る。)のうち、1以上を(2)に定める構造とすること。</p>
<p>15 授乳場所</p>	<p>病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎</p>

	等(保健所、市町保健センターその他これらに類する施設を除く。)で用途面積が 2,000 平方メートルを超えるものまたは社会福祉施設等のうち母子福祉施設もしくは官公庁舎等のうち保健所、市町保健センターその他これらに類する施設にあっては、授乳場所を設置し、ベビーベッドおよびいすまたはこれらに代わる設備を設けること。
16 観覧席・客席	(1) 公会堂・集会場、劇場・映画館等および体育館等のうち固定式の観覧席・客席部にあっては、間口 85 センチメートル以上で奥行き 110 センチメートル以上の車いす使用者席を次に定める数以上設けること。
	ア 席の数が 500 以下のものにあつては、2
	イ 席の数が 500 を越えるものにあつては、席の数に 1,000 分の5を乗じて得た数(小数点以下の端数は、切り捨てるものとする。)
	(2) 観覧席・客席部の9に定める構造の出入口のうち1以上の出入口から(1)に定める構造の各車いす使用者席に至る経路のうちそれぞれ1以上の通路は、次に定める構造とすること。
	ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。
	イ 高低差がある場合は、3の(2)および 11 の(1)から(3)までに定める構造の傾斜路および踊場を設けること。
17 浴室等(客室の内 部に設置するものを除く。)	病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、障害者支援施設等、旅館等および公衆浴場において、多数の者の利用に供する浴室を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。
	(1) 浴槽および洗い場は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう腰掛台、手すり等が適切に配置されたものとする。
	(2) 脱衣室を設ける場合は、18 に定める構造とすること。
18 更衣室およびシャ ワー室	体育館等において、更衣室またはシャワー室を設ける場合は、そのうちそれぞれ1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。
	(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛台、手すり等が適切に配置されたものとする。

	(2) 出入口は、9に定める構造とすること。
19 客室	旅館等にあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。
	(1) 出入口は、9に定める構造とすること。
	(2) 室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保されていること。
	(3) 高齢者、障害者等が利用できる床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された構造の便房が設けられていること。ただし、客室の外部に多数の者の利用に供する4の(1)に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。
	(4) 高齢者、障害者等が利用できる浴槽、腰掛台、手すり等が適切に配置された構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に多数の者の利用に供する17に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。
20 受付カウンターおよび記載台(以下「受付カウンター等」という。)	受付カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。ただし、病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものを除く。)、自動車教習所等(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供するものに限る。)、購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する特定施設(用途面積が500平方メートル以下のものに限る。)で、受付カウンター等以外の場所または設備により同等の機能を確保できる場合は、この限りでない。
21 公衆電話所	公衆電話所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
	(1) 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとすること。
	(2) 公衆電話所に出入口を設ける場合は、9に定める構造とすること。
22 券売機	券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
	(1) 金銭投入口および操作ボタンは、車いす利用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとすること。

	(2) 点字による表示を行うこと。
23 案内標示等	<p>(1) 案内場所に案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 案内板の高さ、文字の大きさ、標示等は、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいものとする。</p> <p>イ 点字による表示または音声その他の方法により視覚障害者が当該施設を円滑に利用できるものとする。</p> <p>(2) 病院・診療所等のうち病院にあつては、診察および投薬を待つための文字による表示装置(投薬を行わない病院にあつては、投薬に係る表示装置を除く。)を受付等に設置すること。</p> <p>(3) (1)の案内板または4の(1)のウおよび(7)の表示その他これらに類する案内または誘導のための標識を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行うこと。</p>
24 緊急時の避難設備	<p>公会堂・集会場、劇場・映画館等および旅館等における緊急時の避難設備は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 自動火災報知設備(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条に定める基準の設備をいう。)を設ける場合は、非常時を知らせる点滅灯および音声誘導装置を設けること。</p> <p>(2) 廊下、階段その他の通路において、防火戸(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第14項に定める特定防火設備または防火設備として設ける戸をいう。)にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸の下部は、またぐ必要のないものとする。</p>
25 休憩設備	<p>病院・診療所等、公会堂・集会所、図書館・博物館等、購買施設等、体育館等、展示場または官公庁舎等で用途面積が2,000平方メートルを超える特定施設にあつては、高齢者、障害者等が休憩できるベンチ等の設備を設けること。</p>

<p>26 増築等における整備基準の適用範囲</p>	<p>特定施設の増築、改築、用途変更（施設の用途を変更して特定施設とする場合を含む。）、大規模の修繕または大規模の模様替え（以下「増築等」という。）をする場合は、次に掲げる部分に限り1から25までの規定を適用する。</p> <p>(1) 当該増築等に係る部分</p> <p>(2) 道等から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p> <p>(3) 多数の者の利用に供する便所((1)の部分に、4に定める構造の便所を設置する場合を除く。)</p> <p>(4) (1)の部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていない場合にあつては、道等。(6)において同じ。)から車いす使用者便房までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p> <p>(5) 多数の者の利用に供する駐車場((1)の部分に係る敷地の部分に、6に定める構造の駐車場を設置する場合を除く。)</p> <p>(6) 車いす使用者駐車施設から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p>
----------------------------	---